

### 防犯キャンペーン

**とき・内容**  
 6月10日(日)午前10時～11時5分  
 ※入場は午前10時30分まで  
 ○消費生活講座…午前10時5分から(約15分)  
 ○自転車安全教室…午前10時20分から(約10分)  
 ○防犯教室…午前10時30分から(約30分)  
 ○自転車保険について…午前11時から(約5分)  
 ○ひったくり防止カバーなどの無料配布

**ところ** 四宮小学校体育館  
**共催** 自治連合会、防犯協議会、門真市、門真警察署  
**問合せ先**  
 文化・自治振興課  
 ☎06(6902)6034  
 門真警察署生活安全課  
 ☎06(6906)1234

### 架空請求詐欺のハガキにご注意ください

最近、法務省を名乗り「提訴最終告知のお知らせ」などと記載したハガキを送りつけ、現金を騙し取ろうとする詐欺の相談が多く寄せられています。ハガキには「差し押さえを強制的に履行」「相談は職員まで問い合わせ」と書かれ、記載の連絡先に電話をするとコンビニに誘導され「インターネット収納代行」などを悪用し現金を騙し取られます。身に覚えのない請求には振り込みをしてはいけません。不安なときは、消費生活センターへご相談ください。  
**相談先** 消費生活センター  
 ☎06(6902)7249

### 税金

**30年度市・府民税の納税**  
 通知書を6月上旬に送付は6月上旬に送付します。  
 給与から特別徴収(天引き)される人の税額通知書は、すでに勤務先へ送付しています。  
 ※30年度の各種証明書は納税通知書送付後に発行可

**公的年金からの市・府民税の特別徴収(天引き)**  
 公的年金からの市・府民税の特別徴収(天引き)は、条件を満たすすべての人が対象になります。  
 ◆29年度以前から特別徴収の人  
 ○4月・6月・8月分：仮徴収として、29年度の公的年金に係る特別徴収税額の2分の1に相当する額を3回で特別徴収  
 ○10月・12月・31年2月分：30年度の公的年金に係る税額から、仮徴収分を除いた額を3回で特別徴収  
 ◆30年度から特別徴収が始まる人または29年度中に特別徴収が中止となった人  
 ○第1期・第2期分：個人で納付  
 ○10月・12月・31年2月分：各月の公的年金から特別徴収  
 ※第1期・第2期分の納付書と10月以降の税額を記載した納税通知書を送付

**問合せ 課税課**  
 ☎06(6902)5898

### 議会

**第2回定例会の開催予定**  
 会議は誰でも無料で傍聴できます。傍聴(本会議は一般席32人・車椅子用席3人、委員会は10人)は先着順です。  
**受付場所**  
 ○本会議：議場前(市役所本館1階)  
 ○委員会：議会事務局(市役所本館4階)  
**問合せ 議会事務局**  
 ☎06(6902)6978

とき	内容
6月11日(月)	本会議
6月12日(火)	総務建設常任委員会
6月13日(水)	民生常任委員会
6月14日(木)	文教子ども常任委員会
6月21日(木)	本会議(一般質問)
6月22日(金)	本会議(一般質問)

※会議は午前10時から。(傍聴の受付は午前9時30分から) 日時は都合により変更する場合があります

### 保険

**30年度の国民健康保険料率**  
 30年度の国民健康保険料率は下表のとおりです。納入通知書は6月中旬に送付します。  
**納付方法**  
 ◆普通徴収世帯  
 納入通知書に同封の納付書または口座振替で、年間保険料(4月～31年3月分)を6月～31年3月の10期で納付  
 ◆特別徴収(年金からの天引き)世帯  
 次のすべてを満たす世帯は、原則、世帯主の年金から6回(4月、6月、8月、10月、12月、31年2月)の天引き  
 ○国民健康保険の被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が国民健康保険の被保険者である  
 ○世帯主の介護保険料が年金から天引きされている  
 ○世帯主が年金を年額18万円以上受給し、国民健康保険料および介護保険料の合計が年金額の2分の1以下  
 ※年金からの天引きが10月から新たに始まる世帯の第1期～第4期(6月～9月分)は納付書または口座振替で納付  
 国民健康保険料の世帯主が30年度中に75歳になる場合、特別徴収が中止となり納付書での支払いとなります。ご注意ください。  
**問合せ 健康保険課**  
 ☎06(6902)5697



#### ◆30年度国民健康保険料率

医療保険分	所得割	29年中の基準総所得金額×8.51%
	均等割	被保険者1人につき2万5880円
後期高齢者支援金分	所得割	29年中の基準総所得金額×3.05%
	均等割	被保険者1人につき9330円
介護保険分	所得割	29年中の基準総所得金額×2.11%
	均等割	被保険者1人につき1万2800円

※保険料は、医療保険分と後期高齢者支援金分、介護保険分の合計額(介護保険分は40歳～64歳の人のみ)  
 ※賦課限度額は、医療保険分54万円、後期高齢者支援金分19万円、介護保険分16万円  
 ※基準総所得金額は、給与所得者は給与所得控除後の金額、営業所得者などは所得金額、公的年金等所得者は公的年金等控除後の金額から、それぞれ33万円を差し引いた金額

### 保険料は期限内に納付しましょう

◆口座振替が便利です  
 保険料の納付には、便利な口座振替をご利用ください。保険収納課窓口では、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の登録ができます。  
 ※詳しくは問い合わせ  
**問合せ 保険収納課**  
 ☎06(6902)5994

#### ◆30年度国民健康保険料納付期限・口座振替日

前納・1期	7月2日(月)
2期	7月31日(火)
3期	8月31日(金)
4期	10月1日(月)
5期	10月31日(水)
6期	11月30日(金)
7期	12月25日(火)
8期	31年1月31日(木)
9期	31年2月28日(木)
10期	31年4月1日(月)

※下線の日程は注意

### 環境

**動物病院で飼い犬の登録が可能になりました**  
 犬を飼い始めた人は、犬の登録をする義務があります。飼い犬の登録は環境対策窓口のほか、次の動物病院でもできるようになりました。  
**登録できる動物病院**  
 ○しば動物病院(四宮3丁目7-3)  
 ☎072(882)3181  
 ○三坂動物病院(新橋町5-30)  
 ☎06(6908)4612  
 ○浜町ベッククリニック(浜町27-6)  
 ☎06(6907)8600

※動物病院では新規登録のみ受付可  
**登録手数料** 3000円  
**◆登録内容の変更手続き**  
 飼い犬が死亡した場合や、住所や連絡先などに変更があった場合は、環境対策窓口で手続きをしてください。  
**問合せ 環境対策課**  
 ☎06(6902)7212

**予約専用ダイヤル**  
 ☎06(6909)3551  
**予約方法** ごみ搬入日の平日で2日前までに電話  
 ※受付は平日の午前9時～午後4時30分  
**持ち込みできる日時**  
 月～金曜日の午前9時15分～正午、午後1時15分～4時  
**持ち込みできるごみの種類**  
 可燃ごみ、粗大ごみなどの一般廃棄物  
 ※産業廃棄物は持ち込み不可  
**問合せ クリーンセンター施設課**  
 ☎06(6909)4392

### ふれあいサポート収集

地域のごみステーションまでごみの搬出が困難な一人暮らしの高齢者や障がいのある人の世帯の家庭ごみを玄関先まで戸別に収集します。  
**対象** 市在住で介護サービスまたはホームヘルプサービスを受け、次のいずれかに該当する世帯など  
 ○要介護2以上の認定を受けた65歳以上の一人暮らしの人  
 ○身体障がい者手帳の交付を受け、障がいの程度が1級または2級に該当する人  
 ○精神障がい者保健福祉手帳の交付を受け、障がいの程度が1級に該当する人  
 ○療育手帳の交付を受け、知的障がいの程度がAに該当する人  
**収集できるごみの種類**  
 普通ごみ、プラスチック製容器包装、びん・缶類、古紙、古布、小型ごみ、ペットボトル  
 ※種類ごとに分別しておくこと  
 ※引越などで多量に排出されるごみや粗大ごみなどは不可  
 ※収集は午後。詳しくは市ホームページ参照  
**申込方法** 収集利用申請書と必要書類を持参  
 ※申請書はクリーンセンター業務課、高齢福祉課、障がい福祉課などに設置  
 ※本人の同意があれば親族や民生委員、ケアマネージャー、ホームヘルパーなどによる代理申請可  
**申込・問合せ**  
 クリーンセンター業務課  
 ☎06(6909)0048